



Miyagi Prefecture

記者発表資料  
令和5年2月20日  
医療政策課 病院連携チーム  
担当：鈴木, 川和  
TEL：022-211-2675  
byouinr@pref.miyagi.lg.jp

## 仙台医療圏の病院の再編に係る協議確認書の取り交わしについて

宮城県では、政策医療の課題解決を図るため、仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合及び東北労災病院と県立精神医療センターの合築について、これまで各病院の設置者である日本赤十字社と独立行政法人労働者健康安全機構と協議を進めてまいりました。

このたび、各設置者と新病院整備の方向性に係る協議事項について、確認書を取り交わしましたのでお知らせします。

### 1 確認書の位置付け

現時点で医療機能等に関する協議を通して共有できた認識のほか、今後、詳細を検討する必要がある協議事項を確認したものです。

### 2 確認内容（詳細は別添確認書写しのとおり）

- (1) 協議方針：今後は県立病院機構や各病院を協議に加えて、令和5年度中に具体的な病床規模や診療科などの新病院整備の方向性について合意を目指す
- (2) 新病院の位置付け：政策医療の課題解決を実現するため、他の医療機関との役割分担を踏まえながら、必要な機能を確保する
- (3) 運営主体：①仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合による新病院は、診療機能を適切に提供できることなどを考慮して協議を進める  
②東北労災病院と県立精神医療センターの移転・合築による新病院は、それぞれ従前のおりとするを前提とする
- (4) 立地場所：名取市及び富谷市からそれぞれ提案のあった候補地を最有力とし、協議を進める

### 3 今後について

協議事項について設置者同士で確認し、そのことをお示しできたという点で一定の成果が得られたものと考えております。

今後、確認書に掲げた内容を協議した上で、来年度中の合意を目指します。



## 仙台赤十字病院と宮城県立がんセンターの統合に向けた協議確認書

日本赤十字社（以下「甲」という。）と宮城県（以下「乙」という。）とは、甲が設置している仙台赤十字病院及び乙が設置している宮城県立がんセンター（以下「両病院」という。）の統合による新病院（以下「新病院」という。）整備の方向性に係る協議について、次のとおり確認する。

### （協議方針）

第1条 甲と乙は、乙から提案のあった両病院の統合による新病院整備の方向性について、本確認後の協議に地方独立行政法人宮城県立病院機構と両病院を加えて、乙の政策医療上の課題を踏まえ、次条から第4条までの内容その他必要な事項等に関して一層の検討を進め、令和5年度中に合意することを目指して真摯に協議を進める。

### （新病院の位置付け）

第2条 新病院は、乙の政策医療上の課題解決を実現するため、他の医療機関との役割分担、連携強化及び補完も踏まえ、仙台医療圏南部における急性期医療を担う中核的な医療機関として必要な機能の充実を図ることを目指す。

2 乙から提案された次に掲げる診療機能を踏まえ、病床数及び診療科を含めた詳細について引き続き協議を進める。

#### （1）救急医療

想定する診療圏は仙台市内隣接エリアを含む仙台医療圏南部とし、断らない二次救急により同地域における救急医療提供体制の強化に貢献する。

#### （2）周産期医療

仙台赤十字病院に設置されている総合周産期母子医療センターの機能を引き継ぎ、宮城県の周産期医療に貢献する。

#### （3）がん医療

がん診療連携拠点病院として、宮城県立がんセンターが担っている機能について東北大学と補完・連携を進め、他のがん診療連携拠点病院とともに県内のがん政策において必要な機能を維持する。

#### （4）災害医療

災害拠点病院として貢献する。

#### （5）新興感染症対応

新興感染症の感染拡大時における地域の感染症対応に貢献する。

3 前項のほか、乙から提案された精神科外来機能について協議を進める。



(新病院の設置者)

第3条 新病院の設置者について、今後協議される診療機能を適切に提供できることなどを考慮して、協議を進める。

(新病院の場所)

第4条 新病院を整備する場所は、名取市から乙に提案のあった同市植松入生を最有力候補地として、協議を進める。

(法的拘束力)

第5条 甲と乙は、本確認書の内容は法的拘束力を有しないものであり、関係当事者間で新病院の整備に係る法的拘束力のある合意書が別途締結されない限り、いずれの当事者も新病院の整備に関する何らの法的義務を負うものではないことを確認する。

(解除)

第6条 協議及び検討の結果、前条に規定する合意に至らないときは、甲乙協議の上、本確認書を解除することができるものとする。

(その他)

第7条 本確認書に定めのない事項又は疑義等があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この確認を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を所持する。

令和5年2月20日

甲 日本赤十字社 社長

清家篤

乙 宮城県知事

村井嘉浩



## 東北労災病院と宮城県立精神医療センターの移転・合築に向けた協議確認書

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「甲」という。）と宮城県（以下「乙」という。）とは、甲が設置している東北労災病院及び乙が設置している宮城県立精神医療センター（以下「両病院」という。）の移転・合築によるそれぞれの新病院（以下「新病院」という。）整備の方向性に係る協議について、次のとおり確認する。

### （協議方針）

第1条 甲と乙は、甲の理念である「勤労者医療の充実」、「勤労者の安全向上」及び「産業保健の強化」の達成並びに乙の政策医療の課題である「精神医療、救急医療及び災害医療を強化した地域の拠点となる病院の整備」を実現するために、次条から第5条までの内容その他必要な事項について、地方独立行政法人宮城県立病院機構と両病院を加えて協議を行い、令和5年度中に、両病院の移転・合築について合意（以下「令和5年度合意」という。）を目指す。

### （整備場所等）

第2条 新病院の整備場所は、富谷市から提案のあった同市明石台地区（富谷市明石台東土地区画整理事業地内）を前提として、整備方法及び開院時期とともに協議の上、決定する。

### （運営主体等）

第3条 新病院の運営主体は、移転・合築後もそれぞれ従前のおりとするを前提とする。

### （病院機能及び病床規模）

第4条 新病院は、甲の理念及び乙の政策医療の課題解決を実現するため、他の医療機関との役割分担等も踏まえ、次の機能の確保を目指す。

#### （1）甲の新病院

これまで担ってきた機能の提供を基本としつつ、仙台医療圏北部の中核病院として次に掲げる機能を重点的に強化する。

##### イ 救急医療の体制強化

質の高い二次救急（循環器内科の強化、脳卒中センターの設置、運動器外傷受入拡充等）により仙台医療圏北部の救急搬送時間の短縮に貢献

##### ロ 災害医療の体制強化

黒川地区初の災害拠点病院として貢献

##### ハ 地域医療支援病院機能の充実

地域医療支援病院としての機能を引き続き担い、地域医療充実に貢献

##### ニ 地域がん診療連携拠点病院機能の充実

地域がん診療連携拠点病院としての機能を引き続き担い、地域のがん医療充実に貢献

##### ホ 新興感染症対応

新興感染症の感染拡大時における感染症対応に貢献

##### ヘ 精神疾患患者の身体合併症対応

乙の新病院との合築による連携で身体症状のある患者への対応力向上



(2) 乙の新病院

県内唯一の公的精神科病院として全県に果たす役割を重視し、次に掲げる機能とする。

イ 精神科救急医療

公的精神科病院が担うべき措置を中心とする精神科救急の全県的な対応

ロ 身体合併症対応

甲の新病院との連携による身体合併症対応能力の向上

ハ 児童・思春期精神科医療

ニ 地域包括ケアシステム

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの全県的な体制整備の支援

ホ 災害時の精神科医療体制の確保

ヘ 研修機能の充実

2 新病院の病床規模は、移転先の医療ニーズ等を考慮し、安定的な病院運営が継続できるものとする。

3 前2項についての具体的内容は協議の上、決定する。

(医療提供体制の確保に関する支援)

第5条 乙は両病院の移転・合築を前提として、甲の新病院の機能に必要な医師確保に関して東北大学等と連携した支援のほか、医療提供体制の確保に関する必要な支援を行う。

(法的拘束力)

第6条 本確認書は法的拘束力を有しない。

(合意の解除)

第7条 令和5年度合意に至らないときは、甲乙協議の上、本確認書を解除できるものとする。

(その他)

第8条 本確認書に定めのない事項又は疑義等があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この確認を証するため、本書2通を作成し、甲乙自署の上、各自その1通を所持する。

令和5年2月20日

甲 独立行政法人労働者健康安全機構  
理事長

有賀 徹

乙 宮城県知事

村井 嘉浩